議 第 42 号 令和 3 年 2 月19日提出

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年 条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「に出席したとき」の次に「(公用車を利用して出席したときを除く。)」を加え、「(公用車を利用して出席したときは、当該定める額の2分の1の額)」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 5キロメートル未満 日額1,000円
- (2) 5キロメートル以上10キロメートル未満 日額2,000円
- (3) 10キロメートル以上 日額3,000円

別表職員倫理審議会委員の項の次に次のように加える。

公文書等管理委員会委員 日額 10,000円

別表再生可能エネルギー等導入推進会議委員の項を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、この条例による改正後の第6条第3項 の規定は、同日以後における、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員 会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員の議会の会議への出席について 適用する。

(提出理由)

議会の会議への出席に係る特別職の職員の費用弁償を見直す等のため、所要の改 正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。